

# 大気汚染防止法が改正され，令和3年4月から石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。

## 規制対象建材の拡大

- ✓ 全ての石綿含有建材に規制対象が拡大<sup>※1</sup>されました。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には，独自の作業基準が設けられました。

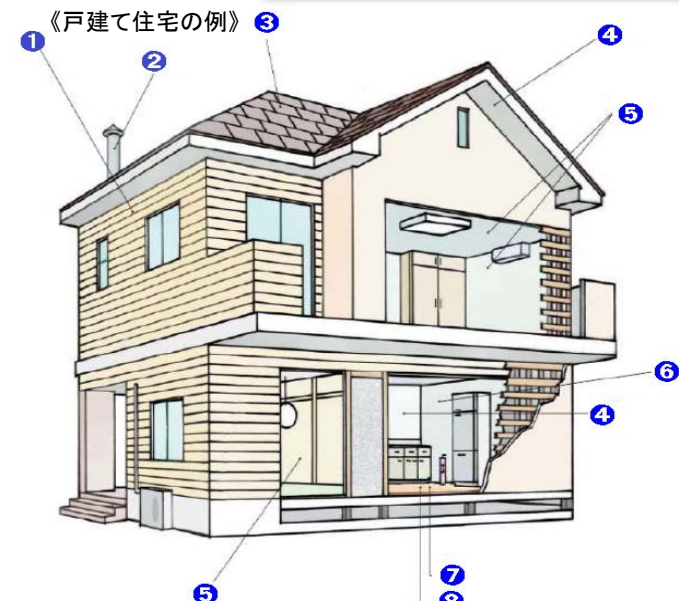
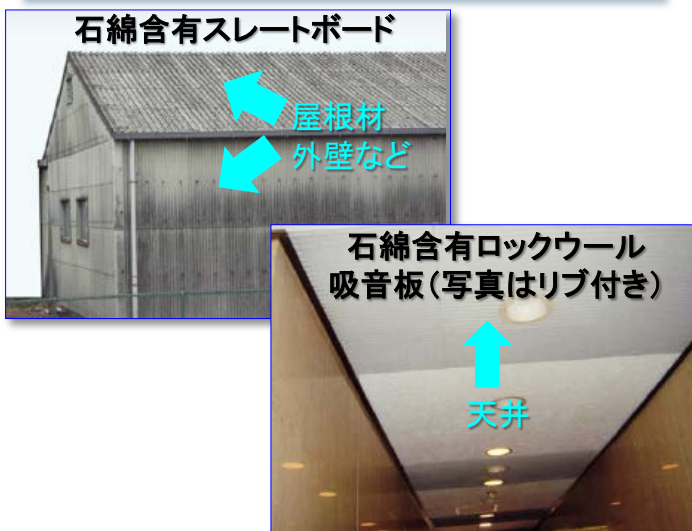
## 罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象が拡大されました。

## 事前調査の信頼性の確保

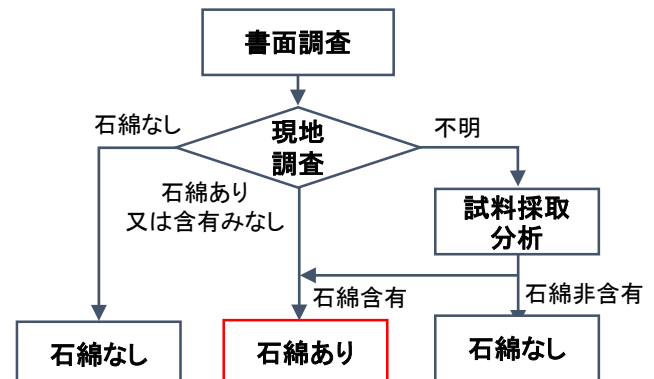
- ✓ 事前調査の方法が法定化されます。（書面調査，目視調査及び分析調査）

## 石綿含有成形板等が新たに規制対象となりました。



- 1 石綿含有窯業系サイディング  
石綿含有建材複合金属系サイディング
- 2 石綿セメント円筒
- 3 石綿含有住宅屋根用化粧スレート  
石綿含有ルーフィング
- 4 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- 5 石綿含有石こうボード
- 6 石綿含有壁紙
- 7 石綿含有ビニル床タイル
- 8 石綿含有ビニル床シート

出典：目で見えるアスベスト(第2版 平成20年3月国土交通省)



- ✓ 建築物では，「必要な知識を有する者<sup>※2</sup>」による事前調査の実施が義務付けられます。（施行：令和5年10月～）
- ✓ 一定規模以上の建築物等について，石綿含有建材の有無にかかわらず，元請業者又は自主施工者が事前調査結果を県等<sup>※3</sup>へ報告することが義務付けられます。（施行：令和4年4月～）
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し，一定期間保存<sup>※4</sup>することが義務付けられます。

## 作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者<sup>※5</sup>」による取り残しの有無等の確認が義務付けられました。
- ✓ 作業記録の作成・保存<sup>※6</sup>が義務付けられました。
- ✓ 作業結果の発注者への報告が義務付けられました。

※1 石綿含有成形板等。石綿含有仕上塗材に係る工事については，作業実施の届出の対象から除外。  
 ※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者  
 ※3 県，大気汚染防止法の政令市など。  
 ※4 解体等工事終了後3年間保存  
 ※5 石綿作業主任者及び※2の事前調査の必要な知見を有する者  
 ※6 解体等工事終了後3年間保存

# 事前調査結果・作業の掲示板

掲示板の大きさが規定され、記載内容が追加されました。  
42.0cm以上 42.0cm以上

A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上であれば、  
縦・横はどちらでも可。

<p><b>事前調査掲示イメージ図</b> 石綿(アスベスト)の事前調査結果</p> <p>調査の方法 書面調査・現地目視調査 (実施者: ) 分析調査(実施者: )</p> <p>事前調査の結果 吹付け石綿 石綿含有保温材料 石綿含有成形板等(みなし)</p> <p>調査終了年月日 ●年●月●日</p> <p>元請業者(自主施工者) (株)○○○○</p>	<p><b>作業内容等の掲示イメージ図</b> 建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ</p> <p>届出先 ○○労働基準監督署 ○○県</p> <p>届出年月日 ●年●月●日 ●年●月●日～●年●月●日</p> <p>特定粉じん排出等 作業の実施期間</p> <p>作業の方法 除去・囲い込み・封じ込め 集じん・排気装置の機種・型式・台数 排気能力・使用するフィルタの種類 使用する資材及び種類、排出又は飛 散の抑制方法……</p> <p>発注者 ○○○○ 元請業者 株式会社○○○</p>
--	--

## 掲示について

・事前調査結果の掲示、作業実施の掲示は、1枚に集約することもできます。また、石綿障害予防規則の掲示と兼ねることができます(その場合、石綿ばく露防止対策の実施内容を記載するほか、作業者の見やすい場所に設置することが必要です)。

## 石綿含有成形板等の作業基準

作業計画の作成、作業実施の記録、作業記録の作成・保存のほか、以下の基準があります。

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	<p>※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※1を講ずること。</p> <p>(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと</p> <p>(2)(1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。 ①除去部分の周辺を事前に養生すること ②除去する建材を薬液等により湿潤化※2すること</p> <p>(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)</p>
その他の石綿含有成形板等	<p>(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと</p> <p>(2)(1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化すること</p> <p>(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること</p>

※1 同等以上の効果を有する措置例: 負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※2 薬液等による湿潤化: 薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

☆ その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺の状態に応じて養生を行うことが望ましい。

●詳細は、次のウェブサイトをご覧ください。

・環境省 [https://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](https://www.env.go.jp/air/post_48.html)

・広島県 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/r02asbesuto-kaisei.html>

環境省 大防法改正

広島県 大防法改正

●お問い合わせ先

工事現場	所管庁	電話番号
大竹市・廿日市市	広島県西部厚生環境事務所	0829-32-1181(代表)
安芸高田市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町	広島県西部厚生環境事務所広島支所	082-228-2111(代表)
江田島市	広島県西部厚生環境事務所呉支所	0823-22-5400(代表)
竹原市・大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所	082-422-6911(代表)
三原市・尾道市・世羅町	広島県東部厚生環境事務所	0848-25-2011(代表)
府中市・神石高原町	広島県東部厚生環境事務所福山支所	084-921-1311(代表)
広島市	広島市環境保全課	082-504-2187
呉市	呉市環境試験センター	0823-25-3551
福山市	福山市環境保全課	084-928-1072
三次市	三次市環境政策課	0824-62-6136
庄原市	庄原市環境政策課	0824-72-1398
東広島市	東広島市環境対策課	082-420-0928

スマートフォンから  
アクセスできます



環境省



広島県

このチラシや県ウェブサイトへの御意見は、広島県環境保全課(電話番号:082-513-2920)まで